

乾燥設備作業主任者技能講習のご案内

兵庫労働局長登録教習機関（兵労基安登録第61号）

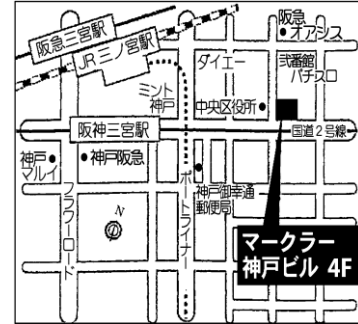
（一社）兵庫労働基準連合会 登録期間2024年3月30日

開催日時

回	第5回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
年	令和4年	令和4年	令和4年	令和4年	令和4年	令和5年
日時	2月9日(水) 2月10日(木)	4月21日(木) 4月22日(金)	6月20日(月) 6月21日(火)	8月29日(月) 8月30日(火)	12月8日(木) 12月9日(金)	2月27日(月) 2月28日(火)
開催地	神戸会場	神戸会場	神戸会場	神戸会場	神戸会場	神戸会場

神戸会場

- 開始時刻 9時00分 <受付開始時間：8時15分～>
- 場所 マークラー神戸ビル4階 /兵庫労働基準連合会講習会場
神戸市中央区雲井通4-2-2
(JR三宮駅東南約400m、徒歩約5分、中央区役所東隣)
- 注意事項
講習会場には使用できる駐車場はありません
(単車等も停められません)。



1 受講資格

- 乾燥設備の取扱い作業に5年以上従事した経験を有する者
 - 大学又は高専で理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者
で、その後1年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの
 - 高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの
- ※ ②、③該当の場合は、卒業証明書又は卒業証書（学科の記載のあるもの）の写しが必要です。

2 定員

概ね100名

3 申込方法

随時募集 web予約システムにて申してください。
申込開始は、講習初日の3か月前の10日(休日の場合は後の営業日) 午前10時（定員になり次第締切ります。）

4 受講料等

- (1) 受講料 ￥11,000- (消費税含む)
テキスト代 ￥1,540- (消費税含む) ⇒ ￥1,650- (消費税含む) R4年8月講習分から使用
合 計 ￥12,540- ⇒ ￥12,650- テキストは初日に配布します。

(2) 銀行振込となります。(写真及び必要書類のアップロード後、振込先を記載した予約完了メールが届きます。)

※ 定員内として受領した受講料等は返却できません。受講日変更(2週間前まで)及び受講者変更(原則10日前まで)については連合会ホームページをご覧ください。

5 受講上の留意事項

※担当者から受講者に受講票を渡される場合、案内図と時間割表もコピーをして渡されるようお願いいたします。

イ. 受講者は、受講票、筆記具(HBの鉛筆又はシャープペンシル、ボールペン、消しゴム)、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、社員証など)を必ず持参してください。

ロ. 電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。遅刻・早退・外出等で所定時間を受講しなかった場合、修了試験は受けられません。

ハ. 提出いただいた個人情報当連合会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用いたします。

6 講習科目及び時間割 (講師等の都合により変更する場合があります) <受付開始時間：8時15分～>

	時刻	科 目	備考
1 日 目	9:00~9:10	講習内容説明	
	9:10~12:20	構造と取扱い	10分休憩含む
	12:20~13:05	昼食	45分間
	13:05~14:05	構造と取扱い	
	14:05~14:15	休憩	
	14:15~18:25	点検整備・異常時の処置	10分休憩含む
2 日 目	9:00~9:05	説明	
	9:05~12:15	作業管理	10分休憩含む
	12:15~13:00	昼食	45分間
	13:00~15:00	作業管理	
	15:00~15:10	休憩	
	15:10~17:10	関係法令	
	17:10~17:20	休憩	
17:20~18:20	修了試験	60分間	

受講案内書別紙

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

Web 受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

① 氏名の入力

web による申込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を入力して下さい。

戸籍上の名前が神戸 太郎で、旧姓を使用した氏名が兵庫 太郎の場合の記載例：

神戸 太郎(兵庫 太郎)

② 証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、

旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)などの公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

なお、自動車運転免許証又はマイナンバーカード等で確認できる場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※ 証明書類による確認ができない場合は、記載できません。

受講申込書による申込みをされる場合

別途、案内等に従って手続きをお願いします。

Web 受付の場合と同様の証明書類を申請時に添付いただくとともに、講習初日の原本確認をさせていただきますこととなります。

ご相談、ご質問は下記まで

一般社団法人兵庫労働基準連合会

078-231-6903